

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年12月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300061号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300126号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社(後に、D社)における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和47年2月21日から昭和54年8月1日まで
② 昭和54年10月1日から昭和58年10月1日まで

A社に勤務していた請求期間①の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低い額で記録されている。また、C社に勤務していた請求期間②の標準報酬月額も、実際に支給されていた給与額よりも低い額で記録されているので、調査の上、請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、A社における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低い額で記録されている旨主張しているところ、平成23年7月にB社を吸収合併したE社によると、合併前の給与等の資料を保有していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、請求者のA社における厚生年金保険の事業所別被保険者名簿に記録されている標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

さらに、A社が加入していたF厚生年金基金は平成14年に解散していることから、請求者の厚生年金基金加入記録について企業年金連合会に照会したところ、企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)及び厚生年金基金加入員台帳によると、請求者の請求期間①に係る厚生年金基金の報酬給与は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者であった同僚14名に照会を行ったところ、10名から

回答があったものの、回答者は給与明細を保有していないなど、照会結果から請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等の資料を保有していない上、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、C社における標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低い額で記録されている旨主張しているところ、D社は平成27年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、同社の親会社であるG社に照会したところ、当該期間の給与等の資料を保有していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、請求者のC社における厚生年金保険の事業所別被保険者名簿に記録されている標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

さらに、C社が加入していたH厚生年金基金は平成15年に解散していることから、請求者の厚生年金基金加入記録について企業年金連合会に照会したところ、企業年金連合会から提出された中脱記録照会（回答）及び厚生年金基金加入員台帳によると、請求者の請求期間②に係る厚生年金基金の報酬給与は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、C社の厚生年金保険被保険者であった同僚11名に照会を行ったところ、4名から回答があったものの、回答者は給与明細を保有していないなど、照会結果から請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等の資料を保有していない上、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300178号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300127号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年10月1日から昭和63年8月11日まで

私は、昭和62年4月1日にA社に入社して、試用期間を経て基本給及び諸手当は増えたと思うが、昭和63年8月10日に退職するまで、標準報酬月額が15万円のまま変わっていない。A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低い額で記録されているので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、A社における標準報酬月額が実際に支給されていた給与よりも低い額で記録されている旨主張しているところ、請求者は、当該期間に係る給与明細書を保有していない上、同社の事業主は、当該期間に係る給与等の資料は破棄されている旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社が加入しているB健康保険組合に照会したところ、適用データに請求者に係る該当データはない旨回答している。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者であった同僚24名に対して照会を行ったところ、13名から回答があり、うち2名からは給与明細書が提出されたものの、当該2名の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している。

加えて、請求者から提出された昭和63年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)に記載されている社会保険料等の金額は、オンライン記録により確認できる昭和62年12月から昭和63年7月までの期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料、同僚から提出された給与明細書により推認した健康保険料及び当該源泉徴収票の支払金額を基に算出した雇用保険料の合計金額と概ね一致することから、請求期間のうち、昭和63年1月から同年

8月までの期間に支給された給与から控除された厚生年金保険料については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと推認できる。

なお、請求者は、試用期間を経て基本給及び諸手当が増えたにもかかわらず、標準報酬月額に変動がない旨主張し、雇用保険被保険者離職票－2（以下「離職票」という。）を提出しているところ、厚生年金保険被保険者の標準報酬月額は「定時決定」と「随時改定」により決定又は改定され、i)「定時決定」については、請求期間当時において、5月から7月までの期間の報酬月額平均を、当該年の10月以降の1年間の標準報酬月額として決定するものであるが、離職票に記載されている賃金額からは、請求者の請求期間における標準報酬月額を推認することができない。ii)「随時改定」については、固定的賃金の変動した月から3月間の報酬月額平均と従前の標準報酬月額を比べて、著しく（2等級差以上）高低を生じた場合に変動から4月目に標準報酬月額の改定を行うところ、請求者から提出された離職票からは、固定的賃金の変動を確認することができず、請求者の当該期間における標準報酬月額を推認することはできない。

このほか、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。